

# 令和4年度の 後期高齢者医療制度

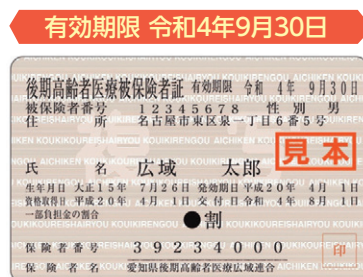
■問い合わせ 保険医療課 ☎0561・56・0739

## ●保険証の更新

新しい保険証（「後期高齢者医療被保険者証」）を今年度は全員に2回送付します。7月中旬以降簡易書留で送付する保険証（赤茶色）の有効期限は令和4年9月30日までです。10月からは9月中旬以降に改めて簡易書留で送付する保険証（青色）をお使いください。

### ▼配達時に不在だった場合

郵便受けに案内（不在連絡票）が入ります。郵便局へ再配達 of 依頼をするか、日進郵便局で直接受け取ってください。



1回目の送付(7月中旬以降)

## ●医療費の自己負担割合

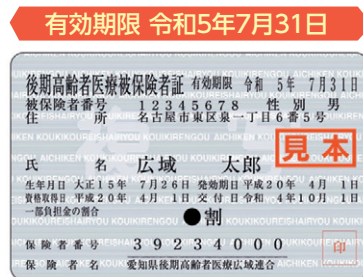
医療機関で支払う医療費の自己負担割合（3割または1割）は、令和3年中の所得などで判定されます。（表1）

### ▼窓口負担割合の変更

10月1日からは、一定以上の所得のある人（75歳以上の人など）は、現役並み所得者（窓口負担割合3割）を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。（表3）

自分の負担割合が変更になるかどうかは、9月中旬以降に届く2回目の保険証で確認してください。

※自分の負担割合が1割に該当しても、2割・3割に該当する人が世帯にいる場合は、同じ負担割合（2割・3割）となります。



2回目の送付(9月中旬以降)

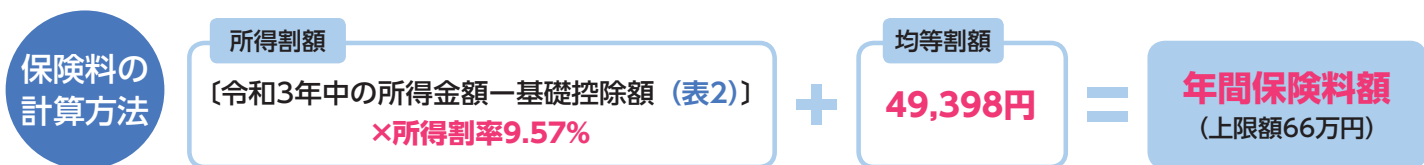
## ●保険料の決定

令和3年中の所得などに基づき計算した「令和4年度 後期高齢者医療保険料額決定通知書」を7月中旬に対象者全員に送付します。

### ▼保険料の計算方法

保険料額は、後期高齢者医療制度加入者全員が均等に負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計額です。

また、一定の要件に該当する人は、保険料が軽減されます。



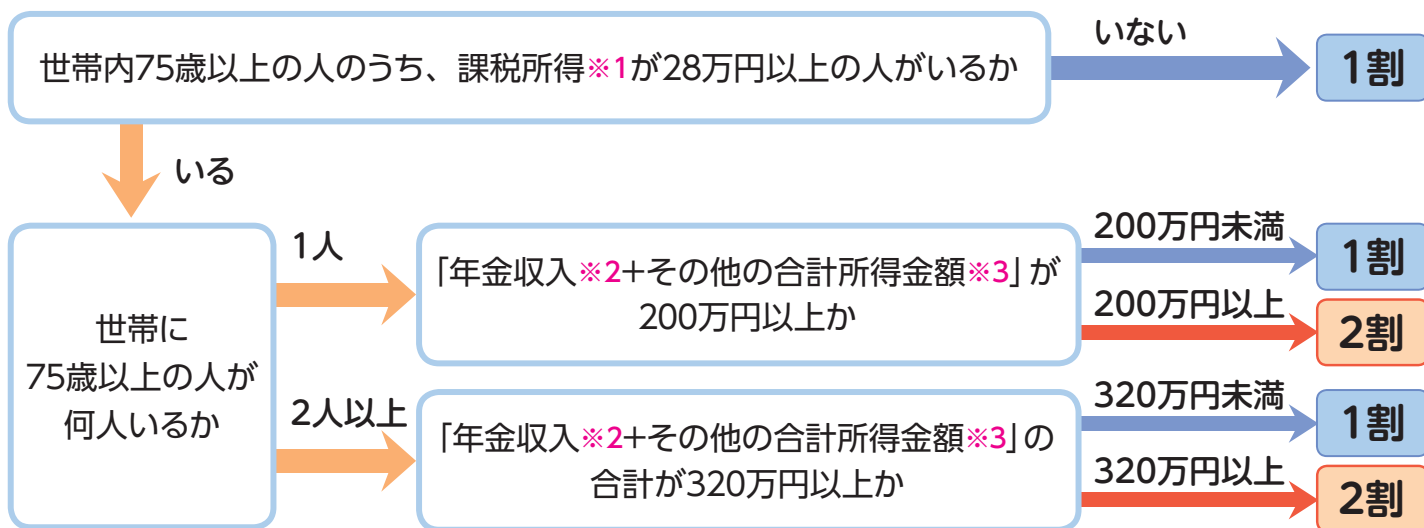
（表1）自己負担割合の判定基準（令和4年9月30日まで）

要件	割合
世帯内に令和4年度町県民税（住民税）の課税標準額が145万円以上である後期高齢者医療制度加入者がいない	1割
世帯内に昭和20年1月2日以降生まれの後期高齢者医療制度加入者がいて、かつ世帯内の後期高齢者医療制度加入者全員の旧ただし書き所得（総所得金額から基礎控除額（表2）を控除した額）の合計が210万円以下	
上記以外 ※令和3年中の収入により1割になる場合があります	3割

（表2）基礎控除額

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし

(表3) 自己負担割合の判定基準 (令和4年10月1日から、3割負担の人を除く)



- ※1 前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除等を差し引いた後の金額。
- ※2 遺族年金や障害年金は含みません。
- ※3 事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額。



## あいち後期高齢者医療 コールセンターのご案内

愛知県後期高齢者医療広域連合では、下記期間において、後期高齢者医療の保険料と保険証に関するコールセンター（電話窓口）を開設します。保険料の算定方法、保険証の負担割合などについては、コールセンターへお問い合わせください。

### 〈お問い合わせ〉

**0570-011-558** (ご利用には通信料がかかります。)

【期間】 7月11日 (月) ~12月28日 (水) ※土日・祝日も開設

【時間】 午前8時45分~午後5時15分

※電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

※納付方法など納付に関するご相談については、東郷町役場保険医療課医療係までお問い合わせください。

### 〈ご注意〉

コールセンターは、受信専用です。還付金の案内や口座を指定して振込みをさせたり、金融機関のATMの操作を指示することは一切ありません。不審な電話がありましたら、東郷町役場保険医療課医療係までお問い合わせください。

詳しくは 愛知県後期高齢者医療広域連合 管理課 資格グループ  
東郷町役場 保険医療課 医療係

☎052・955・1246

☎0561・56・0739